# 居宅介護支援重要事項説明書

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 026-255-6600 (午前8時30分~午後5時30分)

担当 榊 有敬

## 1. おらが会指定居宅介護支援事業所の概要

(1) 指定居宅介護支援事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	おらが会指定居宅介護支援事業所
所在地	長野県上水内郡信濃町大字柏原350番地
介護保険指定番号	長野県2073400075号
サービスを提供する地域	長野県上水内郡信濃町

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

### (2) 当事業所の職員体制

職名	常勤	業 務 内 容
管理者	1名	管理者 … 事業所従業者の管理および業務の管理を一元的に行う。
(介護支援専門員)		
介護支援専門員	1名	介護支援専門員 … 居宅介護支援の申込みに係る調整、訪問面接によ
		る解決すべき課題の分析業務、居宅介護サービスの作成、居宅サービ
		ス提供事業者との連絡調整その他便宜を提供するとともにサービス
		担当者会議の開催、苦情への対応、支援を行う。

### (3)営業日、営業時間

営業日	通年営業 ただし、1月1日から1月3日までを除きます。
営業時間	8時30分~17時30分

# 2. 居宅介護支援の申込みからサービス提供までの流れと主な内容

「居宅サービス計画依頼届出書」を信濃町役場窓口に提出して下さい。介護支援専門員が必要な在宅サービス を組み合わせて、利用限度額の範囲内で心身の状態に最も適した介護サービス計画(ケアプラン)を作成、サー ビス提供事業者との連絡調整を行ない、円滑に居宅サービスを利用できるようにいたします。

- 3. 居宅介護支援の内容、提供方法
- (1) 居宅サービスの作成

次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- 利用者の居宅を訪問し、利用者及びご家族等に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者 及びそのご家族等に提供し利用者にサービスの選択を求めます。その際に前6ヶ月間に作成した居宅サ ービス計画の内容における、各サービスの利用割合とそのサービスの各事業所の利用割合を文書にて提 示し説明を行います。【重要事項説明書別紙】又、当該事業所を居宅サービス計画書に位置づけた理由を

説明します。

- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画書の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びそのご家族等に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ 医療との連携の為、利用者の入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように説明します。
- ⑥ その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行ないます。

#### (2) 経過観察・再評価

居宅サービス計画作成後、次の事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びそのご家族等と必要に応じて連絡をとり、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整 を行ないます。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行ない、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、 要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

### 4. サービスの利用方法

# (1)サービスの利用開始

まずは、「居宅サービス計画依頼届出書」を信濃町役場窓口に提出してください。町より連絡を受けた当事業所の介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

また、直接お電話でのお申込みもできます。

# (2)サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合 文書でお申し出くださればいつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月前までに文書で通知するとともに、地域のほかの居宅介護支援事業者をご紹介いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定等の区分が、非該当(自立)又は要支援と 認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

#### 4 その他

利用者やご家族等が当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通告することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

# 5. 当事業所の居宅介護支援について

#### (1)運営の方針

利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮します。また、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、本人の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

# (2)居宅介護支援の実施概要等

居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するアセスメント方式は居宅サービス計画ガイドラインを使用します。居宅サービス計画ガイドラインを使用することにより、利用者の心身の状況をきめ細かく検討し、ご希望に沿ったケアプランの作成が可能です。

# (3)サービス利用のために

事項	有無	備考
調査(課題把握)の方法	有	居宅サービス計画ガイドライン方式
契約後、居宅サービス計画の作	無	
成段階途中で利用者のご都合に		
より解約した場合の解約料		

### 6. 事故発生時の対応方法

- (1) 指定居宅介護支援の提供により利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村及び利用者のご家族 等に連絡を行ない、必要な措置を講じます。
- (2) 事故発生時の状況、及びその際に採った措置について記録を行います。

### 7. サービス内容に関する苦情

① 当事業所への相談・苦情受付

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 026-255-6600 (午前8時30分~午後5時30分)

担当 榊 有敬

### ② その他

当事業所以外に、次のところに苦情を伝えることができます。

- ·信濃町役場住民福祉課福祉介護保険係 電話 026-255-4214
- · 長野県国民健康保険団体連合会 電話 026-238-1580

### 8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護及び虐待の防止のために次に掲げる通り必要な措置を講 じます

- (1) 利用者の人権擁護、虐待防止の観点から虐待の発生、またはその再発を防止するための指針を整備します。
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (3) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 榊 有敬

### 9. 身体拘束廃止への取り組み

事業者は、利用者の身体拘束の廃止に努めます。ただし緊急やむを得ず身体拘束をする場合は、 その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録に残しま す。

### 10.ハラスメント対策

- ・事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。
- ・利用者またはその身元引受人ないしご家族、その他関係者が事業所の職員に対して行う暴言・ 暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為を禁止します。

# 11. 感染症の予防及び蔓延の防止

事業者は、感染症の予防及び蔓延等の防止のため、法人内設置の感染症予防委員会と連携し、定期的に委員会を開催します。感染対策マニュアルを整備し、従業員に周知徹底するとともに、研修及び訓練を定期的に実施します。

# 12. 当事業所の概要

名称・法人種別 社会福祉法人おらが会 代表者職・氏名 理事長 中山 幸男

事業所所在地 長野県上水内郡信濃町大字柏原350番地

定款の目的に定めた事業

1.特別養護老人ホーム おらが庵

2. 老人デイサービス事業 信濃町デイサービスセンター

3. 老人短期入所生活介護事業 おらが庵

4. 居宅介護支援事業 おらが会指定居宅介護支援事業所

5. 認知症対応型老人共同生活援助事業 おらがの里

-		契約する場合は以下の確認をすること			
			年	月	日
居宅介護支	援の提付	共開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要 <sup>7</sup>	な事項を説明	月しまし	た。
事業者					
〈事業 〈住所	者名〉		'5号		
〈代表	者名〉	理 事 長 中山 幸男 印			
		介護支援専門員 榊 有敬 印 本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を	そ受けました	0	
利用者					
〈住	所〉	長野県上水内郡信濃町大字			
〈氏	名〉				
(代理人)					
〈住	所〉				
〈氏	名〉				

# 個人情報の使用に係る同意書

サービス計画を作成するにあたり、サービス担当者会議等によりサービス事業者等との調整・連絡を行ないます。その際、利用者様およびご家族等の同意がある場合、利用者様の個人情報及びご家族等の個人情報を使用することとなります。

なお、個人情報を使用する際には、提供を行なうサービス事業者に国の定める事業者指定基準を遵守させ、個人情報を慎重に扱う措置を講じます。また、会議等の結果、サービスを提供しないこととなった事業者から個人情報を回収します。

また、利用者様及びご家族等から、どの事業者に対し個人情報を提供したか照会があった場合は、遅滞なく報告します。

年 月 日

# 事業者

事 業 所 名 おらが会指定居宅介護支援事業所 所 在 地 長野県上水内郡信濃町大字柏原 3 5 0 代表者職・氏名 理 事 長 中山 幸男 印

説明者職・氏名 介護支援専門員 榊 有敬 印

私は、本書面により上記事業者が、必要最低限の個人情報を用いることについて同意します。

利用者 〈住	所〉	<u>長野県上水内郡信濃町大字</u>	
〈氏	名〉		
(代理人) 〈氏	名〉		
ご家族等 〈住	所〉		
〈氏	名〉		<b>E</b> D